



地銀信金信組再編と金融円滑化法出口への経営者の覚悟

二つの異変が重なります。

一つ目は金融機関の再編

都民銀行と八千代銀行が経営統合です。新聞には「地銀再編の動き加速」(日経2013. 10. 11.)。

10数行あった都銀は3行プラス1(りそな)に集約しましたが、地銀・第二地銀はまだ105行も。

ずっと105行のままのはずもなく、週刊ダイヤモンド2013. 9. 21. には、神奈川銀行には「救済も」、東日本銀行は「孤立を深める」。

「激戦の関東で口火切る地域金融の再編ドミノ」。「苛烈な金利競争が促す関西地区の合従連衡」。「(九州)下位行に忍び寄る広域編成の足音」。

更に全国には400超の信金信組。再編や集約となれば、その融資先の運命はどうなるのか。

集約された側の融資先は存亡の危機。外資傘下にでもなられたら悲惨。突然融資基準が変わったり、真面目に返済していても新規融資がストップしたり…。

他金融機関とのパイプを広げておくことは経営者の義務です。

二つ目は金融円滑化法の出口

リスク(返済減額猶予)企業40万社残し、中小企業金融円滑化法は2013年3月に終了しました。

処理を進めたい都銀に金融庁は「手荒なことをするな」となだめ続けましたが、政府もいよいよ円滑化法の出口環境整備です。

経産省は経営改善資金繰り相談窓口を全国580ヶ所用意、支

援機関等を整備、その予算は数百億円。金融庁は監督指針で銀行等にコンサル機能を求めます。

そのコンサル機能とは「事業の持続可能性が見込まれない債務者(事業の存続がいたずらに長引くことで、却って経営者の生活再建や当該債務者の取引先の事業等に悪影響が見込まれる債務者など)」に対しては「債務整理等を前提とした債務者の再起に向けた適切な助言や債務者が自主廃業を選択する場合の取引先対応等を含めた円滑な処理等への協力を含め、債務者や関係者にとって真に望ましいソリューションを適切に実施」。つまり廃業への幕引きコンサル。

円滑法下では、再建計画書を作れない会社も、どんな会社も、ほぼ元本据置6ヶ月OKでした。

6ヶ月後には元の弁済に戻る約束でも、当然のように6ヶ月延長が繰り返され、一部の経営者は、ゆでガエル化しています。

景気は回復、銀行は余力増大、だからこそ、選別と処理は「今でしょう」。「手荒なことしろ」と政府が言える準備を整えます。

「私的整理時に最大460万円の生活費や自宅を経営者に残す。(日経2013. 12. 1.)」「一定の私的整理指針に沿って金融機関が債権放棄したら無税償却を認める(日経2013. 12. 5.)」

政府に尻を叩かれた全国銀行協会は12月5日にガイドライン

を策定し、2014年2月以降は保証人からの回収や経営者責任を緩和します。2月に準備完了？。

来年の今頃はもう別の風景？。

その金融機関は大丈夫？

リスク企業への最終処理が求められるれば体力のない地銀や信金信組は振り落とされ、今度は、落ちた地銀信金信組の処理です。

その時にその金融機関の融資先リスク企業の運命が尽きます。

取引金融機関の存続可能性に注意しましょう。資金量・自己資本比率・評判・噂。

自社の経営失敗で破綻するなら諦めがついても、金融機関の都合での破綻など許せません。

体力のない金融機関がメインなら、個人取引を含め、別の金融機関とのお付き合いを広げるしかありません。特にリスク中なら身構えるしかありません。

融資を止められ、処理されたとき何が起るのかを考えます。

借入契約・保証契約書等で保証人と担保を確認。妻子や親戚を保証人から外す交渉。無担保資産は名義変更・売却換金・贈与等で逃がします。詐害行為はいけません、判断が際どいこともあります。詐害行為の時効は債権者が知ってから2年です。

会社存続が困難なら、家族の生活確保を第一に考えて当然です。そして従業員と事業の受け皿となる第二会社に転用可能な新会社を早めに用意します。



金融円滑化法2013年3月終了で、倒産・競売・任意売却は

中小企業金融円滑化法の終了

中小企業が銀行にお願いすれば、銀行はほぼ返済猶予・条件変更(「リスケ」…リ・スケジュール)に応じてくれました。

亀井静香元金融担当大臣による金融円滑化法のお陰です。

リスケに経営改善計画の提出は必須でしたが実質「リスケお願いします」の紙一枚でOKとなりました。金融庁の指導です。

金融円滑化法のお蔭で多くの中小企業が生き延びました。

金融庁が8月28日に平成24事務年度(7月から翌6月)の監督方針を公表しました。「主要行等向け」には次のようにあります。

「特に、中小企業金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等を行った借手企業については、返済負担が軽減されている間に、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定が行われているか、抜本的な事業再生等に向けた取組みが行われているか、…重点的に検証する。」

金融円滑化法は2013年3月末終了で以前の状態に戻ります。

「返済負担が軽減されている間に、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定が行われているか」…最近のリスケでの計画書は出せば何でもよかったです。また未提出でも提出は一年猶予され、それでも中小零細企業では対応できないケースも多く、そのままのところも

多いようです。大急ぎで対応しないといけません。

再建見込みなしと判断されれば4月以降リスケ継続は厳しくなります。監督方針には、財務毀損が大きい場合の複数銀行間の調整にまで説明が及びます。

「中小金融機関向け監督方針」には「事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合…」と具体的な「廃業」の文字もあり、当然のこととして、全てが救済されることはありません。

円滑化法下では「売上30%増」といった夢の作文や計画でもOKでしたが、その円滑化法は消えます。また計画策定されたなら計画値と実績値の照らし合わせは銀行員の当然の職務です。

「売上30%増は達成ですか？」への回答も用意します。

「ダメでしたが理由はコレコレで、今後はこう対応できます。」と。それが融資継続に必須です。

金利のみ支払いで元本返済猶予といった対応が主でしたが、継続不可なら返済額が元に戻ります。それに耐えられるのか。

融資継続のためには、当面の資金繰り表を検討し、少なくとも営業キャッシュフローの黒字化を目指さないといけません。

またリスケ中なら新規融資は実際には困難と思いましょう。

住宅ローンのリスケ

住宅ローンについて監督方針

では「条件変更等の申し出があった場合に、中小企業金融円滑化法等の趣旨を踏まえながら…」とあります。申し出れば、住宅ローンも、返済期間延長や一定期間元本返済猶予とのリスケとなりました。円滑化法終了後の住宅ローンはどうなるか。

倒産数と競売数の推移

さて倒産数(帝国データバンク)は2008年をピークに減り続けました。2007年11333件、2008年13234件、2009年12866件、2010年11496件、2011年11435件。

競売(担保権実行)件数(東京地裁民事執行センター)は1年ずれて2009年がピークです。

2007年2340件、2008年3339件、2009年3492件、2010年2488件、2011年2446件。

倒産も競売もリーマンショックで増加し、2009年の円滑化法で抑えられました。本来なら倒産・競売に至る案件が、円滑化法で救われてきました。

東京商工リサーチは2012年3月末時点のリスケ申込会社数を43万社と推定、これは中小企業の約1割です。また住宅ローンのリスケ申込は30万件です。

金融円滑化法は2013年3月に終了です。サービサー経由の不良債権処理も多いでしょうから、急激ではないかもしれませんが、倒産数も競売申立件数も確実に増加し、任意売却物件も増えることになるでしょう。